

2021 年 7 月 9 日

関係各位

株式会社ひろしま港湾管理センター
代表取締役 松本 幸之

新型コロナウィルス感染拡大防止に伴う対応の継続（一部変更）について（お願い）

広島県の「緊急事態宣言解除後の新型コロナ感染拡大防止集中対策」は 7 月 11 日（日）をもって終了します。

しかし、全国的に感染力の強い「デルタ株」の流行が懸念されるなかで、東京都と沖縄県が「緊急事態宣言」、大阪府、神奈川県、千葉県、埼玉県が「蔓延防止等防止重点措置」の対象地域となるなど、引き続き感染拡大に警戒する状況が続いている。

このため、当社としては、引き続き役員・従業員の健康と安全を守り、企業活動を継続するために、以下の対応措置を継続させていただくことといたします。

今回の措置により、関係各位にはご不便、ご迷惑をおかけしておりますが、新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 東京都等の緊急事態宣言期間中である 8 月 22 日（日）迄は当社の役員・従業員の広島県外への出張の原則禁止を継続し、特に上記 1 都 1 府 4 県については禁止とします。また、広島県内へのご訪問も極力自粛させていただきます。

2. 広島県外からのご来訪についても、同日までは自粛を要請いたします。特に、上記 1 都 1 府 4 県からの来訪については、強く自粛をお願いいたします。

また、密な環境になりやすい施設見学等についても、当面の間は受け入れを中止いたします。

3. 広島県内からのご来訪も極力自粛をお願い申し上げます。書類の授受等につきましても、可能な限り郵送その他の方法により行わせていただくことといたします。

4. 必要に応じて、一部在宅勤務を実施する場合があります。

5. マリーナカンパニーにおける対応については、広島観音マリーナ及び五日市漁港フィッシャリーナのホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧いただけますようお願いいたします。

以上